

契 約 書
災害時備蓄食料等の売買契約

物品名及び数量	アルファ化米 2,200 食 飲料水 480 本
契約金額	¥ - (うち消費税額及び地方消費税額 ¥ -)
納入場所	仕様書記載の通り
納入期間	令和 3 年 7 月 16 日から令和 3 年 10 月 29 日まで
代金支払方法	指定口座に振込み
契約保証金	浦添市契約規則第 6 条による

発注者 浦添市長 松本哲治（以下「甲」という。）と受注者 ○○ ○○（以下「乙」という。）は上記の災害時備蓄食料売買契約に関し、次葉以降の条項の通り契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和○○年○○月○○日

甲 浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
浦添市
浦添市長 松 本 哲 治

乙

(総則)

第1条 甲と乙は、頭書記載の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書に従い、この契約（この契約書及び仕様書の内容とする物品売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、この契約書及び別添の仕様書に定める物品（以下「物品」という。）を頭書記載の納入期間内に指定の納入場所に納品し、物品を甲に引き渡すものとし、甲は、その売買代金を乙に支払うものとする。

(契約代金)

第2条 この契約にかかる契約代金は、頭書記載の契約金額とする。

2 前項の契約代金にかかる消費税及び地方消費税の額は、支払時点において算出し、その算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

3 第1項の契約代金にかかる消費税及び地方消費税の額は、この契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税の額の算定方法に変更が生じた場合は、当該金額は変更されるものとする。

(納品)

第3条 乙は、物品を納入したときは、遅滞なく書面によりその旨を甲に通知するものとする。

2 乙は、納入しようとする物品が据付け、設定又はその他付帯工事等を伴うときは、甲の指示監督を受け、これに従わなければならない。

(検査及び物品の引き渡し)

第4条 甲は、前条の規定による通知を受けたときは、その日から起算して20日以内に物品の引き渡しを受けるための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

2 前項の甲の検査は、乙の立会いを求めて行うことを原則とする。

3 乙は、甲の検査に合格しない物品があったときは、甲の指定する期限内に物品の修補又は取替えをし、また数量等に不足部分があるときはこれを追納し、甲の再検査を受けなければならない。

4 甲が乙に対し第1項の検査若しくは前項の再検査の合格の通知をしたときは、乙から甲へ物品の引き渡しがあったものとする。

(費用の負担)

第5条 物品を納入場所に納入し甲に引き渡すまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(売買代金の請求及び支払)

第6条 乙は、第4条第1項に規定する甲の検査の合格通知を受けたときは、甲に対し売買代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に売買代金を乙に支払わなければならない。

(契約内容の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、売買代金又は納入期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙両者が協議して定める。ただし、協議が成立しないときは、甲の認めた額とする。

(遅延賠償金)

第8条 乙は、納入期間内に契約を履行しないときは、契約金額につき遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として甲に支払うものとする。

ただし、甲の責めに帰すべき事由又は天災地変により納入が遅れたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 特別の理由がなく、納入期限内に契約の履行ができる見込がないとき又は契約を履行しなかったとき。
 - (2) 乙に誠意がなく、契約を履行する見込がないと甲が認めたとき。
 - (3) 納入に関し不正の行為があったとき。
 - (4) その他この契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の既納の物品を現状有姿のままで乙に返還し、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 甲は、第1項の規定により乙にこの契約を解除したことによる損害が生じても、何ら補償の義務を負わないものとし、乙は、これについて一切異議を申し立てないものとする。

(契約保証金の還付)

第10条 契約が満了し、かつ違約金について納付の必要がないとき、又は完納したとき、甲は浦添市契約規則第19条の規定により契約保証金を直ちに還付するものとする。

- 2 契約保証金には利息を付さない。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第11条 契約の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰する事由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は物品の引渡し後、当該物品に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があること(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、乙に対し、物品の修補、代品との取替又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲が請求した方法と異なる方法により、物品の修補、代品との取替又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、甲は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不可能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 前各号の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合の担保期間)

第13条 甲は、契約不適合(数量を除く。以下この条において同じ。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、当該契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償及び契約金額の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。

ただし、乙が物品の引渡し時に当該契約不適合を知り、または重大な過失により知らなかつ

たときは、この限りではない。

（特許権等の使用）

第14条 乙は、契約の履行にあたって、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第16条 乙は、この契約を履行中知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、浦添市契約規則及び関係法令によるほか、甲乙協議して定める。